

保護者の皆様へ

県立高等学校における生徒1人1台端末導入に係るタブレット端末等購入支援のための補助金交付申請の進め方

## 1 目的

令和4年度県立高等学校入学生から、個人所有端末により1人1台端末環境を整備しています。これにより、これまでの学校教育（主体的・対話的で深い学び）とICTをベストミックスし、「学びの変革」を図り、より学習を充実させます。

1人1台端末環境の整備にあたり、ご家庭で新たに端末を購入する際、一定の所得までの世帯に対し、世帯所得に応じた補助を行います。

## 2 購入の対象及び補助上限額

補助対象家庭	生徒1人当たりの補助上限額
世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（*1）	49,000円
（*1）以外の、世帯全員の年間所得金額が620万円以下の世帯	20,000円

※ タブレット端末等購入の際に別途購入した周辺機器（マウス、カバーケースなど）及び代引き手数料については補助対象になりません。

## 3 補助金交付時期（予定）

申請方法	補助金交付時期	申請方法
端末購入後補助金交付を受ける場合	令和5年8月以降	4（1）へ
端末購入時期に補助金交付（概算払い）を受ける場合	令和5年5月目途	4（2）へ

※概算払いについては、生活保護受給世帯のみを対象とします。

## 4 補助金交付に係る申請の流れ

申請書と添付書類の準備（次の①～⑤の書類を準備する）

### （1）【端末購入後補助金交付を受ける場合】

#### 【申請期間】

令和5年6月19日（月）～令和5年7月14日（金）の期間内に書類提出を完了してください。

- ① 申請書兼実績報告書（第1号様式）
- ② 添付書類

#### ・ 必ず添付する書類

※ 端末の購入を証明する書類又はその写し（購入したタブレット端末等、販売元、購入日、購入価格（税込）がわかる領収書又は同様の内容を証明できるもの）

なお、高校入学前に購入した場合は、入学式の60日前までとします。

・ 世帯区分によって提出する書類が異なるもの

世帯区分	生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯	世帯全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	世帯全員の収入金額から給与控除金額等を除いた年間の所得金額の合計が620万円以下の世帯
提出書類	生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間であることがわかるもの）	（申請時の年度）課税証明書（市町村が課税金額を証明したもの）若しくはその写し（学生、乳幼児を除く全員分）	（申請時の年度）所得証明書（市町村が所得金額を証明したもの）若しくはその写し（学生、乳幼児を除く全員分）

※ 世帯全員とは、生計を同一にしている者全員を指します。

※ 学生について、就学期間中（\*2）にあるものは、アルバイトを含め、就業していても未就業者とみなしますので、所得証明書などの提出は不要です。

（\*2）中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等に在籍している者。

※ 「課税証明書」「所得証明書」等については、市町村によって名称が異なりますのでご注意ください。

※ 令和5年度の「課税証明書」「所得証明書」については、6月中旬から発行が可能となる市町村があります。事前に市町村の発行窓口（市町村民税係等）に確認ください。

※ 源泉徴収票、税確定申告書は証明書類となりません。

③ 誓約書兼同意書（第2号様式）

- ・ 誓約・同意事項の内容を確認し、チェックする。（全ての口欄にチェックが入る必要があります。）
- ・ 年月日、住所、氏名を記入する。

④ 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）

⑤ 通帳の写し

- ・ 口座振替による支払申出書（第3号様式）の口座番号、名義等が確認できるもの。

（2）【端末購入時期に補助金交付（概算払い）を受ける場合】

【申請期間】

令和5年4月17日（月）までに書類提出を完了してください。

申請には、以下の要件1～3を全て満たす必要があります。	
【要件】	
1	推奨機（※）を購入するもの ※ 高等学校における学習用タブレット端末として教育委員会の業務協定先から購入するもの
2	申請時点で生活保護法第11条第1項第1号から第8号までのいずれかの扶助を受けている世帯
3	推奨機購入を申し込む前に第6号様式により、補助金交付申請をすること

- ① 申請書（第6号様式）
- ② 添付書類
  - ・ 生活保護受給証明書又はその写し（申請時が受給期間であることがわかるもの）
- ③ 誓約書兼同意書（第2号様式）
  - ・ 誓約・同意事項の内容を確認し、チェックする。（全ての口欄にチェックが入る必要があります。）
  - ・ 年月日、住所、氏名を記入する。
- ④ 口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕（第3号様式）
- ⑤ 通帳の写し
  - ・ 口座振替による支払申出書（第3号様式）の口座番号、名義等が確認できるもの。

【推奨機購入後】

- 完了報告書兼実績報告書（第7号様式）の提出  
令和5年6月19日（月）～令和5年7月14日（金）の期間内に提出ください。

（3）関係書類の提出

- ① 上記（1）の①～⑤で準備した必要書類を学校へ全て提出します。その際、申請者は提出書類の写し（コピー）を取り保管してください。
  - ※ 補助金交付を受けた場合、申請者は申請書類の写し（コピー）の5年間保管が必要となります。
- ② 申請した書類に不備があった場合は、訂正し、再度学校へ提出をお願いします。

（4）補助金交付の可否及び交付金額のお知らせ

- ① 学校を通じて補助金交付について次のいずれかの通知文書によりお知らせします。
  - ・ 補助金交付決定と交付金額に関する通知文書
  - ・ 補助金交付が決定しなかったことに関する通知文書
- ② 8月以降に通知する予定です。（概算払いについてのみ4月に通知予定）

（5）補助金交付の実施

- ① 支払申出書（第3号様式）の口座に口座振替による補助金交付を行います。
- ② 8月以降に交付する予定です。（概算払いについてのみ5月を目途に交付予定）

注意点（次の内容に注意して申請してください）

- 証明書は「令和5年（令和4年度分）」を添付
  - ※ 自治体が6月中旬から発行が可能となる市町村もありますのでご注意ください
- 住所は住民票のある住所
- 申請者は同じ
- 支払口座は申請者名義のもので